

答 申

第1 本審査会の結論

令和2年12月1日付け三種総発—861により諮問を受けた「死者に関する情報の開示請求の取扱いについて」については、妥当である。

第2 諮問の概要

死者に関する情報は原則として三種町個人情報保護条例に基づく開示請求の対象とならないが、一定の条件下においては開示請求を認める余地があると考えられることから、その取扱いを次のとおりとすることについて、意見を求めるものである。

1 基本的な考え方

請求者と当該死者及び開示を求める当該死者の情報に一定の関係があり、請求者自身の個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の個人情報と見なせるほど請求者と当該死者が密接な関係がある情報については、請求者本人の個人情報として保護条例に基づく開示請求を認める。

2 開示請求を認める死者に関する情報の範囲

請求者自身の個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の個人情報と見なせるほど請求者と当該死者が密接な関係がある情報として、開示請求を認める死者に関する情報の範囲は、次のとおりとする。

ア 請求者自身の個人情報であると考えられる情報

- ・請求者が当該死者から相続した財産に関する情報
- ・請求者が当該死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- ・当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権、遺贈等）に関する情報

イ 社会通念上請求者自身の保有個人情報と見なせるほど請求者と密接な関係がある情報

- ・死亡した時点において未成年であった請求者の子に関する情報

3 開示請求権の確認方法

通常の開示請求手続に加えて、当該死者に関する情報を必要とする理由、当該死者の情報が開示請求者自身の個人情報であると客観的に認められる事実等を書面で提出させ、開示請求権の有無を確認する。

第3 本審査会の判断

本諮問の各事項に関する本審査会の意見は、次のとおりである。

- 1 基本的な考え方について
死者に関する情報の開示請求に係る基本的な考え方について、諮問内容は妥当と認める。
- 2 開示請求を求める死者に関する情報の範囲について
開示請求を求める死者に関する情報の範囲について、諮問内容は妥当と認める。
- 3 開示請求権の確認方法について
開示請求権の確認方法について、諮問内容は妥当と認める。
- 4 結論
上記1から3までのことから、本審査会は、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第4 本審査会の附帯意見

死者に関する情報の開示請求の運用においては、請求可否の判断を適切に行うことが重要である。したがって、具体的な運用方法を定めるに当たっては、請求があった場合に開示が見込まれる死者の情報が記載された文書等の洗い出しを行い、判断基準として類型化すべきである。

第5 審議の経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月 1日	諮問
令和2年12月23日	審議（令和2年度第2回審査会）

第6 答申に関与した委員

会長 大庭 秀俊

委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎、委員 田中 誠一

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦